

2013年冬風ヨットレース

帆走指示書 (Sailing Instructions)

1. 適用規則

- 1.1 セーリング競技規則2013～2016(RRS)に定義された規則を適用する。但し、いずれの規則も帆走指示書によって変更されたものは除く。
- 1.2 競技規則61.1(a)を次の通り変更する。
「抗議しようとする艇は、フィニッシュ後直ちにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に被抗議艇を伝えなければならない。」を追加する。
- 1.3 規則40を次の通り変更する。
選手は衣類または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、クラス規則4.2(a)に適した個人用浮揚用具を着用しなければいけない。
- 1.4 OP級Bクラスはスキッパーズミーティングで説明される指示を優先する。

2. 選手への通告

選手への通告は陸上に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の各クラスの予告信号の60分前までに公式掲示板に掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、レース運営室に設置された信号柱に掲揚される。
- 4.2 すべての艇は、音響信号1声と共にD旗が掲揚された後、出艇することができる。掲揚されるD旗は『予告信号はD旗掲揚後30分以降に発する』ことを意味する。予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されない場合は、そのレースのスタートが時間に定めなく延期されている。

5. レースの日程

- 5.1 登録受付2月3日(日)8:00～8:40 江の島ヨットハーバーレース運営室。
- 5.2 レース日程。
最初のレースのスタート予告信号予定時刻

| | |
|---------|-------|
| OP級Aクラス | 10:25 |
| OP級Bクラス | 10:30 |
- 5.3 レース数。
合計5レースを予定する。
- 5.4 その他の日程。
9:00～開会式、スキッパーズミーティング 及び ブリーフィング。
16:30～表彰式、閉会式。
- 5.5 引き続き、次のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために予告信号を掲揚する最低5分前に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 5.6 全クラス14:40より後のスタート予告信号は発しない。

6. クラス旗

| クラス | 旗 |
|---------|----------------|
| OP級Aクラス | 黒色のOPクラスマークの白旗 |
| OP級Bクラス | 赤色のOPクラスマークの白旗 |

7. レースエリア

7.1 レースは、神奈川県藤沢市江の島湘南港、江の島ヨットハーバー沖のA海面でおこなわれる。添付図1を参照のこと。

7.2 天候その他の状況により、レースエリアの変更をおこなうことがある。

8. コース

8.1 添付図2は、レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序およびそれぞれのマークのどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前にレース委員会の信号艇に第1マークまでのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

9.1 マーク1、2、3はオレンジ色の円筒形のブイとする。

9.2 スタート・マークレース委員会艇とし、スタート・アウトサイドマークは黄色の細長い円筒形のブイとする。

9.3 フィニッシュ・マークはレース委員会艇とし、フィニッシュ・アウトサイド・マークは黄色の細長い円筒形のブイとする。

9.4 指示12の新しいマークは黄色の円筒形のブイとする。

10. 障害物の区域

次の区域が障害物として指定される。ダイビングスポット(A旗を掲げたボート周囲約50m)。

11. スタート

11.1 スタートは指示5.2と規則26に基づき以下の方式で行う。

| 信号 | 視覚信号 | 音響信号 | スタートまでの時間 |
|------|--------------|------|-----------|
| 予告 | クラス旗 (掲揚) | 1声 | 5分 |
| 準備 | 1旗又は黒色旗 (掲揚) | 1声 | 4分 |
| 1分 | 1旗又は黒色旗 (降下) | 長音1声 | 1分 |
| スタート | クラス旗 (降下) | 1声 | 0分 |

11.2 スタート・ラインは、スターボードの端となるレース委員会艇のオレンジ旗を掲げたポールと、スタート・アウトサイド・マークの黄色の細長い円筒形のブイとする。

11.3 予告信号が発せられていないクラスの艇は、レース中および既に予告信号が発せられたクラスの艇を避けスタート・エリアを回避しなければならない。

11.4 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問無しにDNSと記録される。これは競技規則A4とA5を変更している。

11.5 ゼネラル・リコールの際、競技者に知らせるためスタート・マークレース委員会艇以外のレース委員会艇にも第一代表旗を掲げる場合がある。ただし、その場合、音響信号は発せられない。また、当該レース委員会艇がおこなう第一代表旗の降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとする。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはレース委員会艇上のオレンジ旗を掲揚しているポールと黄色の細長い円筒形のブイの間とする。

14. ペナルティー方式

14.1 付則 P を適用する。

14.2 帆走指示書の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問無しに PFP と記録し、帆走指示書 14.4 に示す得点を与える。これは規則 63.1 および A5 を変更している。

14.3 参加艇数とは本大会に参加が認められた艇の数とする。

14.4 失格とされた艇は、以下の略語を用いて記録され、得点を与えられる。

| 略語 | 意 味 | 該当する艇の得点 |
|-----|---|--|
| DNC | スタート・エリアにこなかった。 | (当該クラス参加艇数+1) 点 |
| DNS | スタートしなかった(DNC と OCS 以外)。 | (当該クラス参加艇数+1) 点 |
| OCS | スタート・ラインのコースサイドにいて規則 29.1 または 30.1 に違反した。 | (当該クラス参加艇数+1) 点 |
| BFD | 競技規則 30.3 に基づく失格。 | (当該クラス参加艇数+1) 点 |
| DNF | フィニッシュしなかった。 | (当該クラス参加艇数+1) 点 |
| RET | リタイアした。 | (当該クラス参加艇数+1) 点 |
| DSQ | 失格とされた。 | (当該クラス参加艇数+1) 点 |
| DNE | 規則 90.3(b) に基づく除外できない失格 | (当該クラス参加艇数+1) 点 |
| RDG | 救済が与えられた。 | 救済で与えられた得点 |
| PFP | 出艇(走)・帰着申告等の手続きに違反した。 | (順位+5) 点または(当該クラス参加艇数+1) 点のいずれか小さい方の得点 |

15. タイム・リミットと目標時間

15.1 目標時間は次の通りとする。

| クラス | 目標時間 |
|------------|------|
| OP 級 A クラス | 35分 |
| OP 級 B クラス | 20分 |

15.2 目標時間内に 1 艇もフィニッシュしなかった場合には、レースは中止する事がある。目標時間通りとならなくても、救済の要求の根拠にはならない。これは、規則 62.1(a) を変更している。

15.3 先頭艇フィニッシュ後、**10 分以内**にフィニッシュしない艇は DNF と記載される。この項は規則 35 と A4、A5 を変更している。

16. 抗議と救済の要求

16.1 抗議しようとする艇は、レース委員会に通知するため、フィニッシュラインに位置するレース委員会艇のスターボード側に近づき、被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。

16.1 抗議および救済の要求はレース委員会で入手できる用紙に記入の上、その日の当該クラスの最終レース終了後 40 分以内にプロテスト委員会に提出しなければならない。抗議締切時刻は公式掲示板に掲示される。

16.2 レース委員会またはプロテスト委員会による競技規則 61.1(b) に基づく艇への抗議の通告は抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示される。

16.3 プロテスト委員会により失格とされた艇の一覧は抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示される。

16.4 プロテスト委員会はほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後 15 分以内に公式掲示板に掲示される。

16.5 指示 14.1 に基づき規則 42 に違反するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。指示 11.3、14.2、18、19、20、22、23、24、及び 27 の違反は艇による抗議あるいは救済の根拠とはならない。これは競技規則 60.1(a) を変更している。これらの違反に対してはプロテスト委員会の裁量によるペナルティー(失格を含む)が科せられることがある。

17. 得点

- 17.1 付則A4に規定された低得点方式および14.4を適用する。
- 17.2 本大会は各クラスとも5レースが予定され、1レースの完了をもって成立する。
- 17.3 4レース以上完了した場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を1つ除外したレースの得点を合計得点とする。

18. 安全規定

- 18.1 チェックインとチェックアウト。
 - (a) 出艇申告は署名方式で行う。出艇しようとする艇の艇長は大会受付所に用意される出艇申告書にサインし出艇しなければならない。
 - (b) 帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇の艇長は帰着後直ちに、大会受付所に用意され着艇申告書にサインしなければならない。着艇申告書は、当該クラスのレース終了後40分間用意される。ただし、レース委員長の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 18.2 リタイアしようとする艇は、速やかにレースエリアを離れ、リタイアの意思を近くの運営艇に伝えなければならない。艇長は指示18.1(b)の帰着申告を行ったうえリタイア報告書を大会受付所に提出しなければならない。やむを得ず運営艇にその旨を伝えることができなかった場合はリタイア報告書にその理由を記入すること。
- 18.3 艇の乗員は、離岸してから着岸するまでの間、有効な浮力を有する救命補助具:ライフジャケット(自分の体重を支えるのに十分な浮力があるもの)を着用しなければならない。
- 18.4 レース委員会は危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告および強制的に救助を行うことができる。

19. 乗員の交代と装備の交換

- 19.1 競技者の交代はいかなる場合も認められない。
- 19.2 損傷、または紛失した装備の交換はレース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会におこなわなければならない。

20. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認する為、いつでも検査されることがある。

21. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りである。

レース・コミッティー・ポート …………… 神奈川県セーリング連盟ペナント

プロテスト・コミッティー・ポート …………… 白地に黒で JURY の旗

22. 支援艇

- 22.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。
- 22.2 支援艇は、レース・コミッティー・ポートの運行を妨げてはならない。また、指示22.4及び22.5に基づくレース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 22.3 指示22.2に従わなかった場合、違反した者に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。
- 22.4 天候その他の事情により、レース委員会は支援艇に曳航の要請をする場合がある。
- 22.5 レース・コミッティー・シグナルポートまたはレース・コミッティー・ポートに数字旗8が掲揚された場合、「すべての支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない」ことを意味する。この場合、指示22.2は適応されない。
- 22.6 大会期間中に競技艇を支援する艇及び支援要員が、規則69に違反した場合は、関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられる。

23. ごみの処分

艇および支援艇は、水中にごみ等を捨ててはならない。支援艇、レース・コミッティー・ボートに預けてよい。

24. 無線通信

艇は離岸してから着岸するまでの間、無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

25. 賞

25.1 OP級Aクラス優勝:賞状及び副賞 2～5位賞状。

OP級Aクラス小学生1位:賞状及び副賞 2～5位賞状。

OP級Bクラス優勝:賞状及び副賞 2～5位賞状。

25.2 OP級Aクラス上位2名は、2013年全日本OP選手権出場枠を日本OP協会に推薦する。

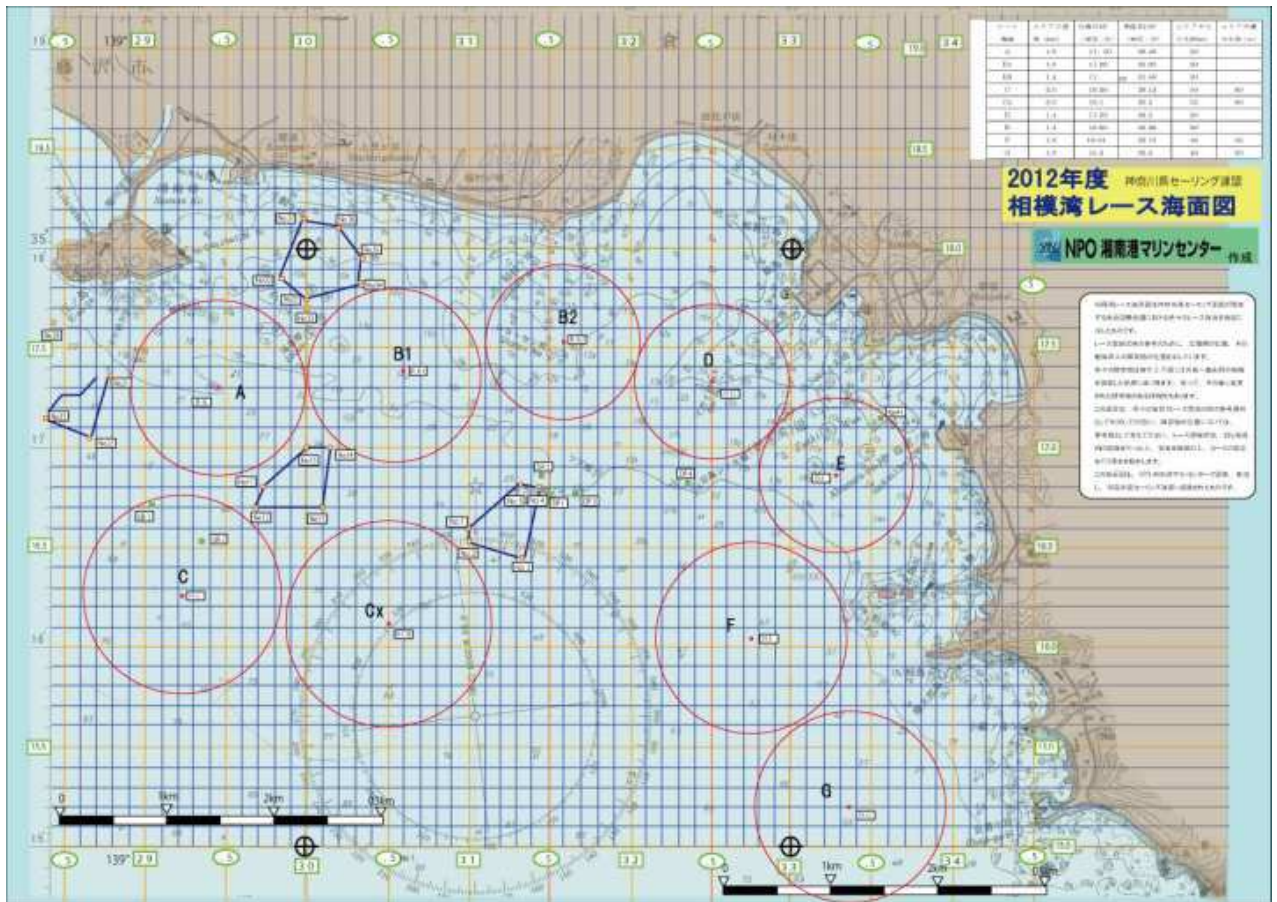
26. 責任の否認

競技者は完全に自己のリスクで本大会に参加している。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体及びこれらに関わる全ての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタ前、レガッタ中およびレガッタ後に生じた物理的損害または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

27. 保険

各参加者は各自、損害保険に加入し有効な第三者賠償責任保険に加入していなければいけない。

添付図1レースエリア



添付図2コース

OP級Aクラス S-1-2-3-1-3-F

OP級Bクラスはスキッパーズミーティングで指示する。

